

「少年柔道普及振興基金」規程

（設立の趣旨）

第1条 故白石禮介氏（藤園中学・九州学院高校の元柔道部監督）のご遺族から公益財団法人全日本柔道連盟（以下「全柔連」という。）に贈与された寄付金1000万円を同人の遺志に基づき、少年柔道普及振興の目的に有効活用するため、別会計にて管理・運用を図ることとする。

（名 称）

第2条 上記の目的を達成するために「少年柔道普及振興基金」（通称「白石基金」。以下「基金」という。）を設ける。

（基金の運用）

第3条 この基金は全柔連の固定資産のうちの特定期間中に「少年柔道普及振興積立資産」として設定し、その用途は、少年柔道の普及振興に関し、特に顕著な成果を挙げた団体（以下「優良団体」という。）の表彰及び奨励金の支給に限定するものとする。運用の細部については、別途「運用細則」にて定める。

2. 事業の推進に必要な資金は、この基金からの拠出だけでなく、全柔連の一般会計からの拠出金も加えることができるものとする。

（運営・選考委員会）

第4条 基金を運営・運用する「運営・選考委員会」を設置する。

2. 「運営・選考委員会」は、全柔連会長の指名により、10名程度の委員で構成する。

3. 「運営・選考委員会」は、この事業の「運用細則」を決定すると共に、基金の運用、優良団体の選考などを行う。

（事務局）

第5条 事務局は総務部普及振興課に置く。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て行うものとする。

附 則

1. 本規程は、平成28年6月9日から施行する。